

# ヘルパーステーションそらいろ

## 外出支援・泊まり・一時預かり

### 重要事項説明書

ヘルパーステーションそらいろ（以下、事業者という）は利用者に対して日常生活支援サービスを提供します。事業者の概要や提供されるサービス内容、契約上ご承認頂きたいことを以下の通り説明致します。

尚、当サービスの利用は、日常生活を営む上で介護又は何らかの支援を要する方が対象となります。

#### 1. 運営主体

(1) 事業者名

特定非営利活動法人ゆう・さぼーと（以下、当法人）

(2) 所在地

京都府城陽市枇杷庄島ノ宮 80 番地 127

(3) 電話番号

0774-26-3007

(4) 代表者氏名

中野 裕介

(5) 設立年月日

2011年11月22日

#### 2. 事業の概要

(1) 事業の種類

保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 事業の目的

この事業者は、心身に障害がある人など、社会的支援を必要とする人に対して、

福祉サービスの提供に関する事業を行い、ノーマライゼーションの普及及び、福祉の発展・増進を目指す町づくりに寄与することを目的としています。身体的・精神的・環境的・経済的・その他の要因により日常生活に何らかの支援を要する方に対し、個々に応じた一時預かり（以下、一時預かりという）・泊まりという日常生活支援に関する事業を行い、住み慣れた地域の中で主体的な、又快適な生活を送り、同時に家族の負担軽減及び安定した生活の確保に寄与することを目的とします。

(3) 名称

ヘルパーステーションそらいろ

(4) 所在地

京都府城陽市枇杷庄島ノ宮 80 番地 127

(5) 電話番号

0 7 7 4 - 2 6 - 3 0 0 7

(6) 運営責任者

中野裕介

(7) 運営方針

契約者にとってより過ごし易い環境を目指します。その中で介護の度合い、障害の種類・程度等に係わりなく、外出支援、一時預かり・泊まれる場所を利用者と共に作り上げていきます。

又、契約者の生活は、自助の精神に基づき、その有する能力を存分に使う生活であることを基本として捉え、その延長として互助の精神でお手伝いさせていただきます。又、事業者及びサービス従事者は、本事業が地域福祉の発展に寄与される為に、努力を惜しまないことを常に認識します。

(8) 開設年月日

2 0 1 2 年 4 月 1 日

(9) 利用定員

外出支援	ヘルパー体制による
一時預かり	2 名 / 1 日
泊まり	1 名 / 1 日

### 3. 事業実施区域及び営業日・定休日・営業時間

#### (1) 事業実施区域

利用対象者の居住範囲は、京都市伏見区向島、宇治市（笠取地域を除く）、城陽市、京田辺市田辺・河原地区。

上記地域の周辺区域で実施可能地域。

#### (2) 営業日

外出支援・一時預かり・泊まり 月曜日及び水曜日～日曜日

#### (3) 定休日

1) 火曜日

2) 8月13～15日

3) 12月29日～1月3日

4) 定休日の前日は、泊まりサービスはお休みとなります。

**※定休日規定に関しては、原則となります。**

**※事業者の諸事情により臨時休業させて頂く場合もございます。**

#### (4) 営業時間

1) 外出支援 7:00～22:00迄

2) 一時預かり 8:00～20:00迄

3) 泊まり 20:00～翌日 8:00迄

### 4. 職員配置状況

現状に即し、適宜変更有り。

### 5. 提供するサービス及び利用料金

サービス提供にかかる下記料金は全て税抜き価格となります。

#### (1) 外出支援

外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の支援を行います。ヘルパーが外出時における介護、見守り、助言などの援助を行います。

#### 【利用基本料金】

時間	身体介護伴わない	身体介護伴う
30分未満	1300円	2300円
30分～1時間未満	2300円	4000円

1時間～1時間半未満	3400円	5800円
1時間半～2時間未満	4150円	6550円
2時間～2時間半未満	4850円	7300円
2時間半～3時間未満	5550円	8050円
3時間～3時間半未満	6250円	8750円
3時間半～4時間未満	6950円	9450円
4時間～4時間半未満	7650円	10150円
4時間半～5時間未満	8350円	10850円
5時間～5時間半未満	9050円	11550円
5時間半～6時間未満	9750円	12250円
6時間～6時間半未満	10450円	12950円
6時間半～7時間未満	11150円	13650円
7時間～7時間半未満	11850円	14350円
7時間半～8時間未満	12550円	15050円

#### 【身体介護を伴う・伴わないの判断基準】

身体介護を伴う	<p>外出中において食事・排泄・移動等に直接介助又は必要な支援を行う場合。</p> <p>外出中の行動において、強いこだわりや衝動的な飛び出し、自傷・他害・大声等を伴うことに対して、何らかの支援が必要な場合。</p>
身体介護を伴わない	上記の対応が必要ない場合。

#### 【オプション】

<p>外出計画作成支援</p> <p>+500円</p>	<p>外出プランの作成・提案を行います。</p> <p>「やりたいこと」「行きたい場所」などのニーズを受け、具体的な外出計画の作成を行います。</p> <p>必要経費やアクセス方法などの情報提供、必要な切符・チケットの手配、お得情報等を調べて提供します。</p>
------------------------------	---

- 1) 外出支援にかかる、交通費、食費、施設利用費等、その他利用者負担が適当と認められるものの費用。(別紙1参照)
- 2) 「事業実施区域(別紙2参照)」におけるサービス利用については、ヘルパーの訪問にかかる交通費は無料です。それ以外の地域へのサービス提供につきましては、当事業所の従業者がお伺いするための交通費の実費をいただきます。

### 【会員が受けられる特典割引】

ゆう・さぼーとの会員（正会員・賛助会員1口以上）の方は以下の割引を受ける事ができます。

#### ① 会員口数割引

年会費の口数により受ける事ができる割引

正会員	2口以上	20%割引
賛助会員	3口以上	20%割引

#### ② 初回利用割引

初回の利用時に受ける事ができる割引

30分未満	100円割引
30分 ～1時間未満	200円割引
1時間 ～1時間半未満	300円割引
以下30分毎	+100円割引

#### ③ どこでも割

利用日の日を選ばず、そらいろの対応可能な日にサービスを利用するプランです。

利用時間 基本料金	40%割引
--------------	-------

#### ④ 平日午前割引

平日の9：00～14：00の時間帯の利用について割引料金で利用するプランです。尚、支援学校の長期休暇期間や年末年始期間は対象外となります。

利用時間 基本料金	10%割引
--------------	-------

(2) 一時預かり

障がいのある方の日中における活動の場を提供し、また、地域生活を送る中で見守りなどの支援を一時的に行うことにより、障がいのある方を介護しているご家族の一時的な休息を図ることを目的としています。

【利用料金】

時間	通常料金	会員割引
1 時間未満	1 5 0 0 円	当法人の正会員・賛助会員 一時間通常料金より 5 0 0 円割引
1 ～ 2 時間未満	3 0 0 0 円	
2 ～ 3 時間未満	4 5 0 0 円	
以降 1 時間ごとに	1 5 0 0 円 UP	

- 1) 食材料費            実費負担  
2) 入浴                3 0 0 円

(3) 泊まり

障がいがある方の宿泊を伴う支援を以下の通り行います。

サービス実施場所	① 利用者の自宅。 ② 宿泊施設（ホテル等）その他宿泊可能な場所（宿泊ホーム等）。 ③ そらいろ
利用時間	① 居宅介護等利用以外の時間。 ② ③ 20：00～翌7：00。左記時間外の対応は居宅介護等の利用になります。
利用料金 （宿泊料金）	① 4 0 0 0 円／泊 ② 6 0 0 0 円／泊（ホテル代別途必要） ③ 8 0 0 0 円／泊（食費は別途実費徴収）
諸費用	上記料金以外に食費、宿泊施設利用料、交通費等がかかることがあります。 ①の宿泊時にかかる水光熱費は利用者負担となります。

<sup>1</sup> 食費：調理した場合の食材料費は全額利用者負担。外食・弁当購入等は利用者、スタッフがそれぞれ実費負担。

<sup>2</sup> ホテル代：宿泊施設の料金はスタッフの分も利用者負担とさせていただきます。

- 1) 食材料費 朝食・夕食（上記①②③）            実費負担

2) 娯楽費（上記①②③） 実費負担

3) 入浴（上記③） 300円

**※1. 原則送迎はございません。**

別途障害福祉サービス(移動支援等)等をご利用ください。

**※2. 上記宿泊支援③で20:00以前及び8:00以降の延長を希望された場合、一時預かりの利用又は障害福祉サービス(移動支援等)利用となります。**

**※3. サービスに係わるその他の料金及び留意事項**

- ①個人の趣向品購入や外出時に要する飲食料や入場料等の諸費用、特別多量に使用する消耗品等は全額個人負担・持参となります。尚、当法人物品等を使用する場合、使用分相当対価をご請求することになります。
- ②一時預かり及び泊まりサービスにおいて、個室にて利用中終日冷暖房を使用する場合、使用相当分を光熱費としてご請求することもあります。
- ③利用当日のキャンセルは、予定していた食材料費分を頂戴します。但し、体調不良時はこの限りではございません。

## 6. 支払方法

料金は1ヵ月ごとに計算し、翌月10日までにご請求しますので、翌月20日までに以下の方法でお支払ください。

- ① 当事業所窓口での現金支払。
- ② 当事業所指定の銀行口座振り込み。

銀行名	京都銀行 富野荘支店		
口座種類	普通	口座番号	3972119
名義	特定非営利活動法人ゆう・さぼーと 理事 中野裕介		

ただし、費用によっては、サービス終了後に、その都度お支払いいただく場合もあります。

## 7. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

- 1) 当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当

事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。

- 2) サービス利用が決定した場合は契約を締結し、サービスの提供を開始します。必要に応じて、個別支援計画の作成を行います。
- 3) サービスの提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

## (2) サービスの終了

- 1) 利用者が当事業者に対し30日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- 2) 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- 3) 利用者がサービス利用料金の支払いを6か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- 4) 当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

## 8. 利用の中止・変更等

- 1) 利用の中止・変更等がある場合は当事業所までご連絡下さい。
- 2) 利用の追加について、ヘルパー体制の都合により、利用希望にお応えできない場合もあります。
- 3) 急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。尚、急な体調不良等、やむを得ない事情がある場合、相談の上、キャンセル料を頂かない場合があります。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

- |   |  |
|---|--|
| { | <ul style="list-style-type: none"><li>・ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合→無料</li><li>・ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合→利用される料金の10%</li><li>・ご利用の12時間前までにご連絡いただかなかった場合→利用される料金50%</li></ul> |
|---|--|



## 9. 健康管理

日常の心身状況の把握、又体調不良時は、地域の医療機関と連携し、迅速な対応に努めます。

又、万一の緊急搬送時は、特にご本人・ご家族からの指定が無い場合、救急隊の指示に従います。

## 10. サービス提供中の事故について

一時預かりサービスにおいて、当事業者は施設ではなく、地域にあるごく一般の家・家庭という理念で運営しております。従ってご自宅と同様ご自身の力で自立生活を送って頂くことを原則とし、事業者及びサービス従事者の責務として不可能な部分をサポートさせていただきます。ご利用中は、十分心身や環境等の配慮・観察等をさせていただきますが、最大限自主性を尊重する為、万一の不慮の事故が発生する可能性もあることをご理解下さい。

但し、ご利用中や活動中の事故等に関しましては、当事業者の管理・監督下にある場合に限り、賠償責任補償・保険等の対象となります。

## 11. 苦情

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの相談・苦情に対して、それを受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

## 12. 個人情報の保護、肖像権等について

- (1) サービス従業者が契約者の心身的状況、環境的状況等についての的確に把握し、サービスを提供する上で安心した日常生活を送って頂けるよう配慮する為に収集することを目的とします。
- (2) サービスに係わる契約者の心身的状況、環境的状況等について必要最小限に、又適正且つ公正に収集します。
- (3) 使用範囲についてはサービスに係わる一切のみとします。但し、緊急時は除きます。
- (4) 情報の改ざん・破損・紛失等が無いように適正な記入・保管に努めます。又、不要となった際の速やかな破棄について適切な措置を講じます。

## 13. その他

その他、本重要事項説明書に定められていない事項について問題が生じた場合、事業者は、契約者又は家族又は代理人と誠意を協議致します。

(附則)

この重要事項説明書は、2012年4月1日から施行する。

2014年4月1日、「5、提供するサービス及び利用料金」の変更を行う。

ヘルパーステーションそらいろのサービス提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 ヘルパーステーションそらいろ 管理者 中野 裕介 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、全てのサービス提供開始及びそれに係わる留意事項及び料金の支払いについて同意しました。

上記の重要事項説明を証する為、本書2通を作成し、契約者は署名捺印、事業者は記名捺印の上、各1通ずつを保有するものとします。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

利用者 (住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ 印

利用者ご家族 (住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ 印

利用者代理人 (住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ 印

以上、重要事項説明に関する記載は終了とする。

以下余白への記載は無効とする。